

# 容器包装リサイクル法の見直し

## ～自治体の現状と課題～

松山市

# **1. 松山市の現況**

- (1)収集方法、選別保管施設の状況
- (2)再商品化実績量と落札状況

# **2. 容器包装リサイクル法に対する取組**

- (1)紙製容器包装
- (2)プラスチック製容器包装・ペットボトル
- (3)品質検査への対応・拠出金の取扱い

# **3. 住民への周知・啓発方法と排出状況**

- (1)周知・啓発方法
- (2)排出状況

# **4. 現状における課題**

# **5. 要望事項**

# 1. 松山市の現況

## (1) 収集方法、選別保管施設の状況

### 人口・合併時期

約5万1千7百人 (約2.3万世帯)

- 平成17年1月1日に、旧北条市・旧中島町と合併
- 旧中島町は、合併前の分別区分を継続

### 収集・運搬

直営 + 委託

### 収集袋

**大きさ・色指定のみ** / 市販のごみ袋を利用

### 選別・保管

**施設：民間2社 / 選別保管業務：委託**

- ガラスびんの選別保管施設は、市施設で実施(旧中島町)

### 協会ルート利用

\*平成12年10月～

- 全市域の「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」
- 旧中島地域の「ガラスびん(無色・茶色・その他の色)」
  - プラスチック製容器包装の市町村負担分は「独自ルート」処理
  - 旧松山・北条地域のガラスびんは「独自ルート」処理

# 1. 松山市の現況

## (2) 再商品化実績量と落札状況

- プラスチック製容器包装約4,900トン、ペットボトル約1,200トンを引き渡し
- 近年は、保管施設ごとでリサイクル手法が異なる

### プラスチック製容器包装及びペットボトルの再商品化実績量 (※協会ルート分)

単位:t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
【参考】収集量 (プラ+PET)	8,706	7,901	7,586	7,542	7,531	6,999	7,061
プラスチック製容器包装	5,252.45	6,070.93	4,998.79	5,081.23	4,824.45	4,784.83	4,923.55
ペットボトル	896.46	952.08	505.15	948.94	1,033.04	1,146.70	1,218.18
	分別変更		PET:半年分			分別変更	

### プラスチック製容器包装の落札状況(経年)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
プラスチック製 容器包装	施設A	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	ケミカル	マテリアル	マテリアル
	施設B	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	ケミカル	ケミカル	ケミカル	ケミカル

## 2. 容器包装リサイクル法に対する取組

### (1) 紙製容器包装

#### 現在の分別方法

「紙類(本類・雑がみ)」で収集。一部(\*)を「可燃ごみ」で収集。

(\*) リサイクル困難なもの、リサイクルに適さないもの

#### 紙類(本類・雑がみ)

- 紙箱
- 包装紙
- 紙袋

行政回収した「本類・雑がみ」のうち、紙製容器包装は約15%

#### 可燃ごみ

- 食品や洗剤が直接触れているもの
- 内側が白色以外の紙パック
- 紙コップ

- 「雑がみ」は、本や雑誌に挟むか、紙袋に入れて排出

#### 紙製容器包装の分別に取組まない理由

- 独自ルートが確立されている。(他の紙類を含め売却、**市の財源**に。)
- 協会の示す分別基準を満たすためには、分別変更が必要。
- 新たな費用負担が発生する。(収集後の選別・保管、圧縮等)

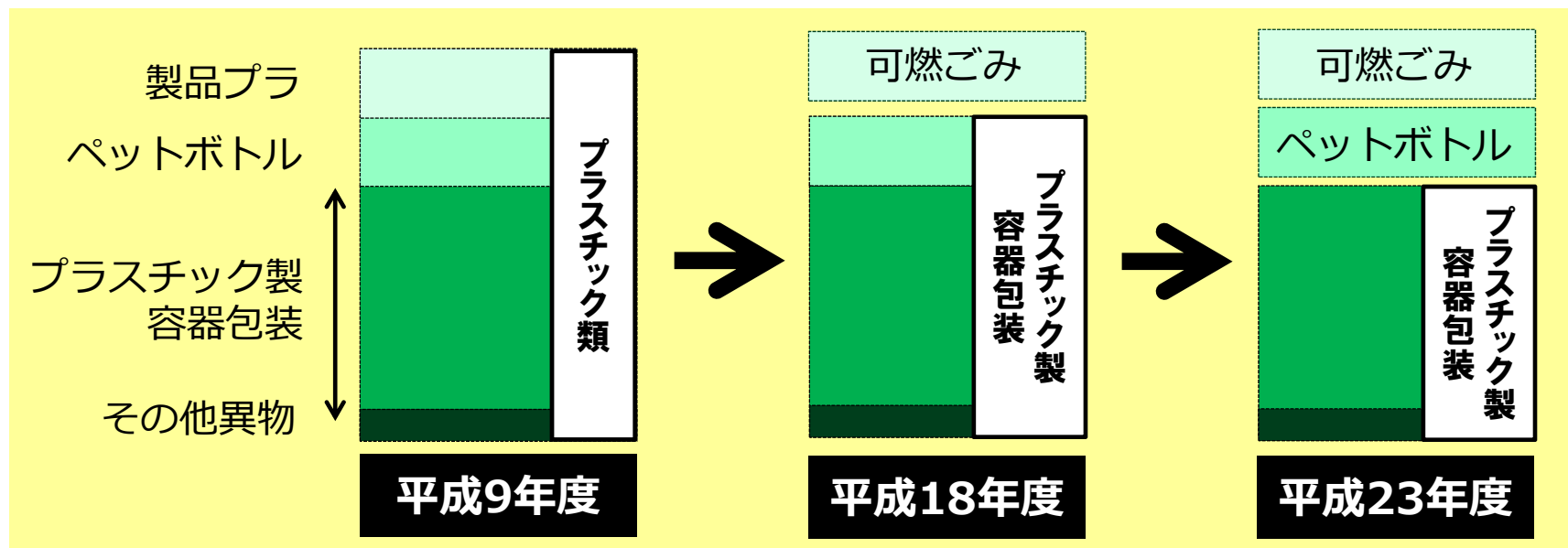
## 2. 容器包装リサイクル法に対する取組

### (2) プラスチック製容器包装・ペットボトル

#### 分別変更の変遷

※中島地域を除く

容器包装廃棄物の増加、品質改善に向けた対応、抛出金及びペットボトル売却益の確保等を背景に、より効率的で安定した中間選別を行うべく、排出段階での分別変更を行ってきた。



- 平成9年度から「プラスチック類」として分別収集を開始

中間選別により「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」を分別。

(\*「製品プラ」は不適物として焼却処理、平成18年度以降は「可燃ごみ」で収集)

## 2. 容器包装リサイクル法に対する取組

### (3) 品質検査への対応及び状況・拠出金の取扱い

#### 品質検査への対応及び状況

容器包装比率		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
プラスチック製 容器包装	施設A	D	A	A	A	A	A	A
	施設B	D	B	D	D	A	A	A
ペットボトル	施設A	B	B	B	B	D	A	A
	施設B	B	B	B	B	D	A	A

禁忌品		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
プラスチック製 容器包装	施設A	D	D	D	D	A	A	A
	施設B	D	D	A	D	A	A	A

- 分別変更による  
中間選別の効率化・品質の向上
- 委託業者への指導 (収集・選別保管)
- 定期的な品質調査の実施
- 市民への分別徹底の指導・啓発
- 医療系廃棄物の適正処理の周知

#### 拠出金の取扱い

- 予算への計上  
予定数量を元に協会が示す数式を用いて、当初予算に計上
- 受入方法  
「塵芥収集費 雑入」で受入 (\* 予算書上は「容器包装リサイクル事業」に充当)

# 3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

## (1) 周知・啓発方法

### 分別説明会の実施

- 平成18年度変更時：約 800件
- 平成23年度変更時：約 300件 他
- 集積場所での指導、状況調査など

### 印刷物・広報媒体の活用

- 全戸配布する印刷物での対応
- **分別区分やターゲットに特化した印刷物**の作成  
(単身者、外国人、高齢者、小学生など)
- 広報枠を活用した**クイズ形式**での啓発

### ごみの出張講座の実施、イベントへの参加

- **3Rの優先順位について**：ごみ分別よりも大切なこと
- ブース出展による「ごみの分別クイズ」





# 3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

## (1) 周知・啓発方法 (事例)

印刷物では、識別表示と具体的な品目名を、  
 広報テレビやイベント、小学校での学習時には、  
 ごみのサンプルを用意し、周知・啓発を行っている。



見て読んで納得! これでもう間違えない!

### 家庭ごみ プラスチック製容器包装の分別

**分別/ごみ出しのポイント!**

- このマークのものだけを分別
- 無色透明袋で出す (レジ袋は使用不可)

**ルール違反していませんか?**

- × 汚れたものや破れたものが混入
- × 二重袋での排出
- × ペットボトルの混入
- × 別のプラスチック製品の混入

**解説①** (E-Plamark) の表示は、中身を消費したり、取り出したら不要になるプラスチック製の商品を入れるもの (容器)。各んでいるもの (包装) についています。  
※指定のペットボトル本体は除外です

**解説②** マークの見方を覚えよう  
※Eマークは、PET製で「プラスチック製容器包装」です。Eマークは、PET製で「プラスチック製容器包装」です。

**例 可燃ごみになるプラスチック**

プラスチック製容器包装の分別

**例 粗大ごみになるプラスチック**

お問い合わせは  
 松山市役所清掃課まで! TEL 089-921-5516  
 seisou@city.matsuyama.ehime.jp

### 分別/ごみ出しのポイント!

➤ このマークのものだけを分別

➤ 無色透明袋で出す (レジ袋は使用不可)


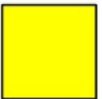
### 自分のおこづかいで考えてみよう

ごみをしよりにするには、  
 とでもたくさんのお金がかかることがわかりました。

今日からは、みんなにも  
 ひとつひとつが出したごみの分だけ  
 おこづかいからお金をだしてもらおうよ。


って言われたら、  
 あなたはどうしますか?


### 何か気づくことはある?

プラスチックの  
 ・スプーン  
 ・フォーク  
 ・ハンガー

・シャンプーの  
 ボトル  
 ・たまごパック

可燃ごみ? 

プラスチック製  
 容器包装? 

# 3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

## (2) 排出状況 ～市側の視点～

問合せ時に市が案内する方法は、大きく3種類に分かれる。

識別表示

用途

商品

- 排出者以外の第三者が判断できないような「もの」に対する現場の混乱  
表示のできないもの、誤表示、表示箇所が分離されたうえに用途不明なもの、同じ素材でも、用途により法対象となる場合とならない場合があるもの等があり、**地域のごみ当番、収集・中間選別業者、市職員各々、判断困難な事例が見られる。**

## よくある問合せ

- 表示に関すること (誤表示、表示の大きさ、表示箇所など)
- 中身の残ったもの、汚れのひどいものの分別
- **法対象と同一素材のもの**の分別  
(例：収集袋、クリーニング袋、ラップ、**中身を入れて使用する商品** など)

# 3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

## (2) 排出状況 ～排出者の視点～

排出者が分別する時の判断基準は、大きく3種類に分かれる。

識別表示

素材(材質)

商品

- 汚れているものの取扱い  
古布や残り水で汚れをとりのぞき、  
「プラスチック製容器包装」として排出。



## 排出状況 (H24独自調査より)

特にルール違反の多い集積場所  
約100箇所を対象に追跡調査を実施。  
約3,800袋のうち、約200袋が違反。

- 入れ替わりの多い集合住宅と  
地域との共同利用の場に多い問題。



製品プラ混入



分別されていない

# 4. 松山市における課題

## 収集・選別保管に関すること

- 民間施設での運用による限界（例：選別ラインの改造など）
- 排出段階での分別変更による排出者の混乱・負担増、収集コスト増
- 中間選別の段階で判断困難な品目の取扱い

## 周知・啓発に関すること

- **社会人に向けた周知・啓発**
  - 自治体が最も生の声を届けるべき年齢層だが、実際には最も届きづらい年齢層である
  - 勤め先が特定事業者に該当する場合も少なくない
  - 事業系の排出ルールとの違い
- **学生を含む転入者の分別マナーの改善**
  - 自治体により分別ルールが異なる / 会社や学校での分別と異なる
- **高齢化への対応**
  - 識別表示の大きさ / より分かりやすいルールづくり

## 5. 要望事項

子どもから高齢者まで、誰もがより理解しやすい仕組みを希望する。

### 識別表示に関すること

- 誤表示への速やかな対応及び対応状況の公表
- 表示の拡大

### 法の対象範囲の見直し・役割分担に関すること

- 容器包装と同一素材のものを法の対象とすること
  - 収集袋、クリーニング袋、ラップ、中身を入れて使用する容器など
- 各々の立場での周知・啓発の強化・連携

### 引取基準の見直しに関すること

- 品質検査時の引取基準の緩和（手法に応じた基準の設置など）